

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

1 条例の目的

この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償（療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償）の補償範囲、金額及び支給方法などの必要事項を定めることを目的としている。

2 改正理由

今回の改正は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令等の一部改正を踏まえ、介護補償の限度額等について改定するものである。

3 改正内容

(1) 介護補償の限度額を政令に定める介護補償の限度額に準じて改定する。

(第11条関係)

- ア 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合
165,150円 → 171,650円
- イ 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
70,790円 → 73,090円
- ウ 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合
82,580円 → 85,780円
- エ 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
35,400円 → 36,500円

(2) 障害補償年金又は遺族補償年金の前払一時金が支給された場合における年金支給停止期間の算定に用いる利率を改定する。(附則第4条関係)

100分の5 → 災害発生日における法定利率

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 実施時期

公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、上記3(1)エ及び(2)の規定については、令和2年4月1日から適用する。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>171,650円</u>を超えるときは、<u>171,650円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>73,090円</u>以下である場合に限る。） <u>73,090円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>85,780円</u>を超えるときは、<u>85,780円</u>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>165,150円</u>を超えるときは、<u>165,150円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>70,790円</u>以下である場合に限る。） <u>70,790円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>82,580円</u>を超えるときは、<u>82,580円</u>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日</p>

があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が36,500円以下である場合に限る。） 36,500円

第12条～第29条（略）

附 則

第1条～第3条（略）

（障害補償年金前払一時金）

第4条（略）

2～4（略）

5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合は、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、災害発生日における法定利率に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、1年を超える場合にあっては当

があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が35,400円以下である場合に限る。） 35,400円

第12条～第29条（略）

附 則

第1条～第3条（略）

（障害補償年金前払一時金）

第4条（略）

2～4（略）

5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合は、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、100分の5に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、1年を超える場合にあっては当

該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生日における法定利率に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

7 (略)

第5条～第10条 (略)

(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に支給すべき事由が生じた介護補償の額)

第11条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に支給すべき事由が生じた介護補償の額については、第11条第2項第1号中「171,650円」とあるのは「166,950円」と、同項第2号中「73,090円」とあるのは「72,990円」と、同項第3号中「85,780円」とあるのは「83,480円」とする。

別表 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。ただし、新条例第11条第2項第4号、附則第4条第5項及び第6項並びに附則第11条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第11条第2項第1号から第3号までの規定は、令和3年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これ

該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

7 (略)

第5条～第10条 (略)

別表 (略)

らの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例第11条第2項第4号及び附則第11条の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 令和2年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（同月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。